

# IV-5 近畿

・関西国際空港の国際線旅客数が2,000万人を突破  
 ・和歌山県や滋賀県でサイクリング観光推進が本格化

## (1) 都道府県レベルの旅行者動向

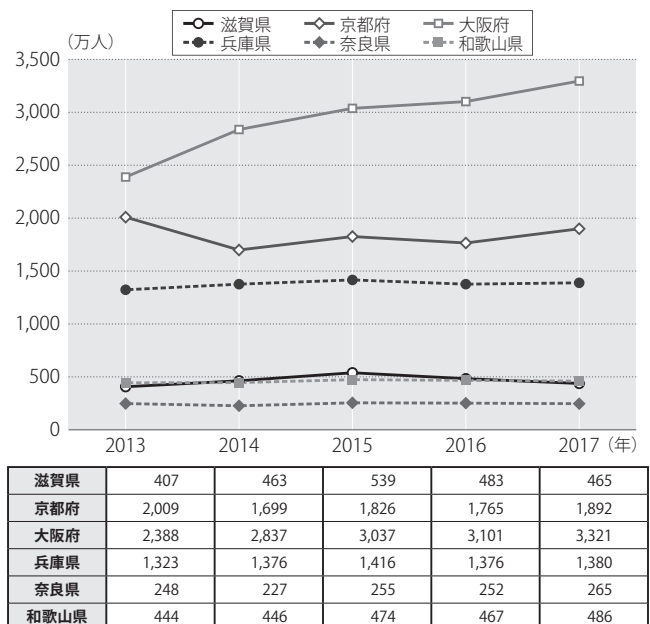
### ① 宿泊者数の動向

観光庁「宿泊旅行統計調査」によると、2017年1月～12月の近畿地方の延べ宿泊者数は7,810万人泊と過去5年間で最大となり、前年比では4.9%の増加となった。府県別にみると、大阪府と奈良県、和歌山県は過去5年間で最も多くなった。前年比をみると、京都府で7.2%増、大阪府で7.1%増、奈良県で5.2%増、和歌山県で4.2%増、兵庫県で0.3%増と前年を上回ったが、滋賀県では3.8%減を記録し、近畿圏内で明暗が分かれるかたちとなった(図IV-5-1)。

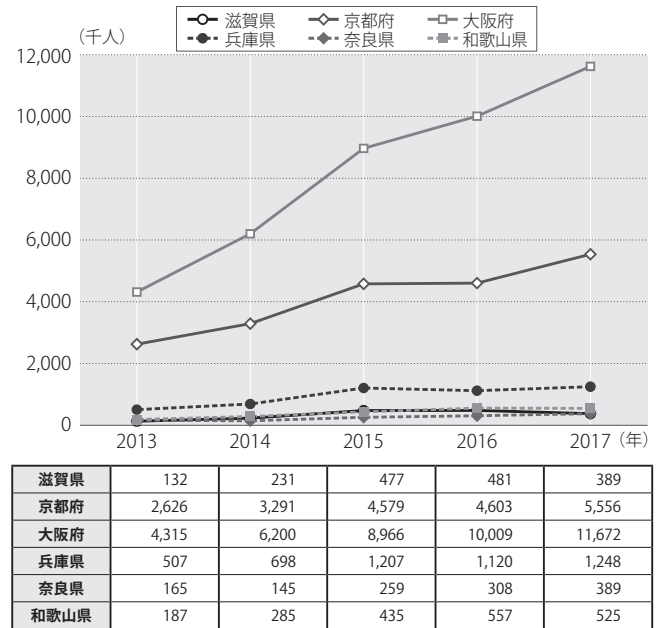
外国人延べ宿泊者数については、近畿地方全体で1,978万人泊で前年比15.8%増となり、昨年に続いて過去最大を記録した。府県別にみると、京都府や大阪府、兵庫県、奈良県で過去最大を記録した。前年比をみると、奈良県では26.5%増、京都府で20.7%増、大阪府で16.6%増、兵庫県で11.5%増と大きく伸び、和歌山県では5.8%減、滋賀県に至っては19.2%減となった(図IV-5-2)。

延べ宿泊者数と外国人延べ宿泊者数の増加率の関係を府県別に見ると、滋賀県や京都府、大阪府、兵庫県、奈良県はその符号が一致しているが、和歌山県では延べ宿泊者数の増加率はプラスだが外国人延べ宿泊者数の増加率はマイナスであった。

図IV-5-1 延べ宿泊者数の推移(近畿)



図IV-5-2 外国人延べ宿泊者数の推移(近畿)



### ② 関西国際空港の利用動向

関西国際空港の運営を行っている関西エアポート株式会社が2018年1月に発表した2017年の利用状況(速報値)によると、国際線と国内線を合わせた航空旅客数は2,798万人となり、前年比10.9%増で過去最大を記録した。また、国際線旅客数のみで初めて2,000万人を突破した。その内訳をみると、日本人旅客数は662万人で3.8%増なのに対し、外国人旅客数は1,432万人で17.6%増と大きく伸びたことが窺える。2017年度に関西国際空港ではジェットスター・パシフィックやティーウェイ航空、エアソウルなどのLCCによる新規就航や就航路線の拡大が多く、それらの影響が窺える(表IV-5-1)。

表IV-5-1 関西国際空港の発着回数と旅客数

	2016年(確定値)	2017年(速報値)	前年比
発着回数(回)	177,109	185,174	4.6%
国際線	129,210	135,360	4.8%
旅客便	113,719	119,379	5.0%
貨物便	13,677	13,866	1.4%
その他	1,814	2,115	16.6%
国内線	47,899	49,814	4.0%
旅客便	45,277	47,199	4.2%
貨物便	1,084	992	-8.5%
その他	1,538	1,623	5.5%
旅客数(人)	25,236,705	27,983,093	10.9%
国際線	18,760,512	21,134,457	12.7%
日本人	6,376,858	6,618,091	3.8%
外国人	12,171,356	14,315,556	17.6%
通過旅客	212,298	200,810	-5.4%
国内線	6,476,193	6,848,636	5.8%

注: 航空機発着回数のその他には「空輸機・燃油給油機・プライベート機・特別機・回転翼機等を含む  
 出典: 関西エアポート株式会社

(2) 観光地の主な動向

① 地方・都道府県レベル

● 各府県による民泊条例

2018年6月より住宅宿泊事業法が施行されることに合わせて各府県では民泊に関する条例を定めた。滋賀県では「滋賀県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」、京都府では「京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例」、兵庫県では「住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」、奈良県では「奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」、和歌山県では「和歌山県住宅宿泊事業法施行条例」が制定された。

滋賀県の条例では、草津市の一部の区域において民泊の実施を制限する期間が設けられた。京都府の条例では、学校等の周辺区域や保育所等の周辺区域住居専用地域で民泊営業に一定の制限を課すことが定められたが、各市町村によって詳細は異なる。兵庫県の条例では、学校等の周囲100m以内や住居専用地域・田園住居地域、景観地区、国民保養温泉地、国立公園、国定公園及び県立自然公園、景観形成地区及び広域景観形成地域など、奈良県の条例では、学校等の周囲100m以内の区域と古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する歴史的風土特別保存地区並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に規定する第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に該当する区域で民泊の実施を制限する期間が設けられた。一方、和歌山県については民泊の実施を制限する期間が設けられた区域はない。

● 和歌山県によるサイクリング観光の促進

和歌山県では2015年度より県内の山や川、海を結ぶ全長800kmのサイクリング推奨ルートにブルーラインを引き、整備に取り組んできた。2017年3月には整備された3つのサイクリングコース「天空の聖地～高野山センチュリーライド（約160km）」、「紀の国うまいもん満喫ライド（約60km）」、「サイクリングデビューわくわくライド（約10km）」を走る和歌山県初のサイクリングイベントである「わかやまサイクリングフェスタ2017」が開催された。2018年3月にはコースを1つ増やして「わかやまサイクリングフェスタ2018」が開催された。

県では2017年5月に取りまとめた「県観光振興実施行動計画（観光振興アクションプログラム2017）」において、2017年度より「サイクリング王国わかやま」の強力な発信とサイクリストの誘客促進に取り組むことを盛り込んだ（表IV-5-2）。2017年8月には「サイクリング王国わかやま」の情報発信のため、有名バイクメーカー「トレック」の協力のもと、ブランディング映像を2本発表し、「WAKAYAMA 800（わかやま800）」というニックネームとロゴマークを決定した。2018年3月には和歌山県サイクリング総合サイトをオープンした。食・風景・観光・歴史・走という5つのカテゴリと紀北・紀中・紀南・海岸という4つのスタート地点から検索可能なほか、ルート周辺施設の検索も可能になっている。

表IV-5-2 和歌山県によるサイクリング観光促進の取り組み

受入体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイクリストに優しい宿泊施設の拡大 自転車を部屋に入れたり、修理道具を貸し出すなど、サイクリストに優しい宿泊施設を拡大するために各宿泊施設に働きかける</li> <li>・サイクリングロード整備事業 ブルーライン等の路面標示の設置、専用道路化などによる自転車走行空間整備</li> <li>・サイクリングロード利用促進事業 ルート周辺の案内ツール作成、サイクルステーション認定、サイクリングイベント開催</li> </ul>
誘客宣伝
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア展開</li> <li>・ファミツアー等の実施</li> <li>・阪急阪神グループタイヤアップキャンペーン</li> <li>・県観光情報誌による情報発信</li> </ul>

出典：和歌山県「観光振興アクションプログラム2017」

● 滋賀県による「ビワイチ推進総合ビジョン」の策定

滋賀県では琵琶湖を自転車一周する「ビワイチ」が人気を博してきた。2017年5月には琵琶湖以外の滋賀県の魅力を巡る8つのサイクリングコースを「ビワイチ・プラス」として新設し、さらに、2018年3月には「ビワイチ推進総合ビジョン」を策定した。これは、サイクリストが「安全・安心に周遊できる環境整備や地域の魅力づくり、県内外への発信、県民自らサイクリングを楽しむ未来を創りあげるために共有する取組の方向性を示し、交流人口の増加、琵琶湖をはじめとした環境保全、県民自身の健康増進を通じた地域活性化」を目指すための基本方針や施策の方向性が記述されたものである（表IV-5-3）。

表IV-5-3 滋賀県「ビワイチ推進総合ビジョン」

目指す姿
観光客を含むサイクリスト、自動車運転者、歩行者等が互いに尊重し合い、共存する環境の中、国内外から多くの方々来訪し、安全で快適に自転車による県内周遊（「ビワイチ」「ビワイチ・プラス」）を楽しんでいるとともに、地域の豊かな自然や文化、食、人とのふれあいを通じて県全体が活性化され、県民自身も自転車で県内周遊を楽しんでいる。
基本方針
1 国内外に向けたサイクリングブランド「ビワイチ」の確立および観光・地域経済の振興につながる仕組みづくり 2 サイクリストから自転車初心者まで、安全かつ気軽にサイクリングを楽しめる環境づくりや「ビワイチルール」の意識づけ 3 県民自身が自転車で県名を周遊することで「地域の魅力再発見」「環境保全意識の醸成」「健康の増進」等につながる取組の推進

出典：滋賀県「ビワイチ推進総合ビジョン」

● ガードレールの木造化（和歌山県）

和歌山県では紀州材の利用促進と観光振興の観点から景観に配慮することを目的に2017年度から、高野山や白浜町などの主要観光地の幹線道路のガードレールを順次、木造化する事業を開始した。

● 泉州地域広域観光連携協議会の設立

大阪府の堺商工会議所、泉大津商工会議所、岸和田商工会議所、貝塚商工会議所、泉佐野商工会議所、高石商工会議所、和泉商工会議所は2018年1月に観光振興やイン

バウンド誘致に連携して取り組む「泉州地域広域観光連携協議会」を設立した。関西国際空港が近くに立地する泉州地域だが、外国人観光客が「素通り」する現状を打破するための取り組みが期待される。

#### ●特区民泊における宿泊税徴収（大阪府）

大阪府では2017年1月より法定外目的税として宿泊税を導入し、大阪府内のホテルや旅館にて宿泊料金が1人1泊あたり10,000円以上の宿泊者に対して宿泊税の徴収を行っていた。さらに2017年7月1日より税を納める対象者に簡易宿所及び国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）における宿泊者を追加した。これは民泊にも宿泊税が課される全国初の取り決めとして注目される。

#### ●JR西日本の豪華寝台列車「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」運行開始

2017年6月より、JR西日本は豪華寝台列車「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」の運行を開始した。車両は建築家・インテリアデザイナーの浦一也とインダストリアルデザイナーの福田哲夫が担い、トワイライトエクスプレスの伝統を受け継ぎながら沿線の風景に溶け込む「瑞風グリーン」のエクステリアとアール・デコ調をベースとしたインテリアの車体が完成した。コースは1泊2日の片道タイプ（山陽下り・上り、山陰下り・上り）と、2泊3日で山陽・山陰を巡る周遊タイプの計5コースが用意されており、1日1回、立ち寄り観光が実施される（表IV-5-4）。

表IV-5-4 「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」の立ち寄り観光地

	駅名	観光地
山陽エリア	岡山駅	岡山後楽園
	倉敷駅	大原美術館
	尾道駅	瀬戸内海、ベラビスタ スパ&マリナー尾道
	宮島口駅	厳島神社
	南岩国駅	錦帯橋、吉川史料館
山陰エリア	城崎温泉駅	城崎温泉街
	東浜駅	浦富海岸
	鳥取駅	鳥取砂丘エリア
	宍道駅・松江駅	菅谷たたら山内、明々庵、食の杜「室山農園」、須我神社、神楽の宿
	出雲市駅	出雲大社
	萩・東萩駅	松陰神社(世界遺産)、萩焼の窯元

出典：TWILIGHT EXPRESS瑞風のウェブサイト

#### ●但馬地域鉄道利便性向上対策アクションプログラム策定

但馬地域鉄道利便性向上対策協議会は2018年3月に但馬地域鉄道利便性向上対策アクションプログラムをまとめた。協議会は2006年3月に同名のアクションプログラムを策定して以来、特急列車の高速化や駅前広場の整備、バスとの乗り継ぎ利便性向上などの取り組みを行ってきたが、社会情勢の変化を踏まえて新たにアクションプログラムを策定した。このアクションプログラムでは、理念を「みんなでつくりよう 魅力ある山陰本線・播但線」とし、概ね5年後に年間乗車人員300万人

（2015年度実績279万人）を、長期的には400万人を目指すこととした。そのために輸送サービスの向上、交流人口の拡大、駅及び駅周辺環境の改善、利用者意識の醸成に取り組むことが盛り込まれた。

#### ②広域・市町村レベル

##### ●京都市による民泊規制

京都市では独自のルールを定めた「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」が2018年2月に市議会にて可決された。この条例によって、住居専用地域（第1種低層・第2種低層・第1種中高層・第2種中高層）における3月16日正午から翌年1月15日正午までの民泊営業を禁ずること（第10条）や、原則として民泊事業者は現地対応管理者を民泊物件に10分以内に到着可能な範囲に駐在させなければいけないこと（第12条）などが取り決められた。

##### ●地震発生時等災害時における訪日外国人旅行者の避難誘導マニュアルの策定（近畿運輸局・京都市）

京都市では2018年3月に、観光庁の「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（実証事業）」を活用して近畿運輸局と連携して訪日外国人旅行者を安全に避難誘導する「避難誘導マニュアル」を作成した。このマニュアルには、(1)外国人旅行者への対応で配慮すべき点、(2)発災時に想定される状況と避難誘導の流れ、(3)日頃から進めておくべき準備、(4)外国人旅行者への多言語による情報伝達文例が記されており、今後緊急避難先（緊急避難広場や一時滞在施設）や、避難誘導団体に配布されることとなっている。

##### ●大津市で体験型観光プロジェクトの実施

大津市では大津市全体をフィールドに、ありのままの大津の魅力を楽しむ体験型観光プロジェクト「みーつ びわ湖・大津～三つの出逢（であ）い～」が2017年に春・夏・秋に初めて開催された（春：2017年4月12日～5月7日、夏：2017年7月29日～8月20日、秋：2017年9月16日～11月26日）。このプロジェクトでは「東海道・大津宿 町人文化の豊かさを感じる」、「源氏物語誕生地 石山寺を詣でる」、「日本遺産『水と祈りの文化』近江の神仏を知る」、「琵琶湖の恵み・近江の恵みを味わう」、「日本一のびわ湖を満喫する」、「かるたの聖地 近江神宮」、「近江近代遺産の礎を知る」、「大津三大祭 祭の魅力を感じよう」という8つのテーマが用意され、ガイドツアーやまちあるきなどの企画が実施された。

##### ●国内で14年ぶりに新規スキー場開業（兵庫県神河町）

2017年12月に神河町にスキー場「峰山高原リゾート ホワイトピーク」がオープンした。3コース（ファミリー・初心者向け862m、中級者向け1,170m、中・上級者向け937m）と、2基のリフトを設置した。姫路から約1時間、神戸や大阪から約2時間とアクセスが良い。国内のスキー場としては14年ぶりの新規開業である。

##### ●「熊野古道の森を守り育む未来基金（くまもり募金）」創設（田辺市）

世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産で

ある参詣道（熊野古道）では、近年土地所有者や森林管理者の高齢化・後継者不足により、周辺の樹木に適切な管理がなされない問題が起きている。熊野古道沿いの森林は植林地であるため根が浅く、手入れをしていないと台風・ゲリラ豪雨などで土砂崩れや倒木を起こしやすい。そのため、熊野古道の文化的景観や古道そのものに影響を与える恐れがあるとして、森林の維持管理を行うための財源を確保するため、「熊野古道の森を守り育む未来基金」を田辺市が創設した。これはふるさと納税や直接支援によって確保するものであり、この基金の有効な活用による熊野古道とその周辺の維持管理が期待される。

#### ●世界遺産姫路城の夜間開放イベントの実施

姫路市は2016年12月に姫路城を夜間開放し、プロジェクションマッピングで彩るイベントを実施。しかし、冬期開催で寒さが厳しい時期だったことなどから、2017年は11月に開催した。三の丸広場に約10万個のLED電球を並べて江戸時代にあったという「三の丸大路」を再現したり、西の丸・百間廊下を初めて夜間に公開したり、アート作品を並べてライトアップするなど空間を演出。姫路城のライトアップだけでなく、周辺の商店街80店舗で利用可能なクーポンを冊子化した「城下町満喫BOOK」を配布するなど街全体で誘客に取り組んだ。

#### ●白浜町と近畿大学による包括連携協定の締結

白浜町と近畿大学は2017年12月に包括連携協定を締結した。近畿大学は1948年に水産研究のための施設を白浜町に開設し種苗生産等の研究に取り組んできたほか、漁協と連携し養殖事業などにも関わってきた。この包括連携協定によって、「近大産のクエを白浜町の旅館や料理店に供給することで観光PRとなり、集客に貢献（近畿大学HP）」することや「水産だけでなく観光事業等を含む総合的な連携を図り、地方創生を推進（同）」することなどが期待されている。

#### ●奈良のシカの頭数増加による捕獲・処分

近年、奈良市内の農作物を荒らすシカの増加が問題となった。奈良公園の象徴としても知られるこのシカは国の天然記念物にも指定され、これまで保護されてきた。しかし、近年の農作物への被害の大きさを鑑みた奈良県は、奈良公園を中心とした保護エリア外のシカについて文化庁の許可を得て捕獲・処分を開始した。

#### ●平城京跡に平城京跡歴史公園が開園

2018年3月に平城京跡に平城京跡歴史公園の朱雀門ひろばが開園した。幅員74mの南北に走る朱雀門と幅員37mの東西に走る二条大路の一部が復元し、それらが交差する一帯に平城京いざない館、天平つどい館・天平みはらし館・天平うまし館・天平みつき館が開業した。平城京いざない館は平城京跡歴史公園の見どころや平城京の歴史を伝える施設、天平うまし館はカフェやレストラン、天平みつき館は奈良県内の観光情報案内と特産品販売、天平みはらし館は平城京跡の展望デッキや展望室、天平つどい館は修学旅行などの団体の待合スペースである。

#### ●宿泊税条例の可決（京都）

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るため、2017年9月の市議会にて京都市宿泊税条例案が提案、可決された。2018年2月に総務大臣の同意を得て、10月1日より条例を施行することが決定した（表IV-5-5）。

表IV-5-5 京都市の宿泊税条例

目的	
国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る	
納税義務者	
・旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	
課税客体	
・旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	
税率	
宿泊者1人1泊につき、宿泊料金が	
2万円未満のもの	200円
2万円以上5万円未満のもの	500円
5万円以上のもの	1,000円
※修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は課税免除	
納入方法	
宿泊施設の経営者が、納税義務者である当該宿泊施設における宿泊者から税金を徴収し、納入	

出典：京都市「京都市宿泊税条例」

#### ●六甲山上の遊休施設等を活用した「賑わい創出事業」

神戸市では2017年度に六甲山の活性化を実現するため、利活用を見込む六甲山上の遊休施設等のリニューアルに助成を行う「賑わい創出事業」を実施した。民間企業からの提案を募った結果、研修施設からレストランを併設した森林体験施設や保養所からセミナーハウスへの用途転換する事業及び既存建物の解体事業が選定された（表IV-5-6）。

表IV-5-6 六甲山上の遊休施設等を活用した「賑わい創出事業」

対象物件	六甲山地区に立地する、企業、団体及び事業者等が保有している保養所、又は便利施設等の遊休施設			
対象事業 (全て満たすこと)	遊休施設等のオーナーや企業、団体及び事業者等が、山上の「賑わい創出」、「景観改善」のために、主体となつて自立的、継続的に行う事業であること			
	行政と連携し、提案者自身が事業実現のために取り組み、事業完了が見込めること 事業実施後、10年以上にわたり不特定多数が利用可能な集客施設として活用が見込めること また、解体・植栽においては自然公園としての六甲山の景観改善に資すること			
補助内容		対象経費	補助率	補助金
	①改修支援事業 (耐震改修を含む)	最大 1,200万円	最大2/3	最大 800万円/件
	②建替支援事業	最大 1,200万円	最大2/3	最大 800万円/件
	③解体・植栽支援事業	最大 200万円	1/3	最大 66万円/件

出典：神戸市 六甲山上の遊休施設等を活用した「賑わい創出事業」

(西川亮)